

第2号技能実習の対象職種・作業の追加に伴う認定計画の変更について

非移行対象職種・作業で第1号技能実習を終えた者が、第2号技能実習に移行することは認められませんが、新たに追加された移行対象職種・作業と類似の非移行対象職種・作業に係る第1号技能実習を実施中の場合等においては、追加された移行対象職種・作業へ変更することにより、第2号技能実習に移行することが認められますので、対象の職種・作業に該当する場合は、以下を参考にしてください。

本取扱いによる変更認定の扱い

移行対象職種・作業として審査基準の内容を満たすことを審査するため、変更認定が必要であり、次の要件を満たす場合に限り、変更認定の対象とします。

- ・ 職種・作業の追加日までに、既に非移行対象職種・作業に係る認定申請がなされていたこと（当該申請が不認定又は取下げとなった場合を除く。）
 - ・ 変更前後の実習実施者が同一であること。
 - ・ 変更認定申請が、技能実習計画期間の末日までに行われること。
- ※ 第2号技能実習を行うためには、第1号技能実習の変更後の計画に沿って、初級の技能実習評価試験等への合格が必要です。ただし、試験実施体制の整備状況により、すぐに受検することが困難な場合、一度帰国が必要となることもありますので、可能な限り早めに試験実施機関に確認してください。

※ 残りの技能実習計画期間が少ない場合であっても、必ず変更認定申請を行ってください。

【非移行対象職種・作業として1号計画を申請した後、
職種・作業の追加に伴い、移行対象職種・作業として変更認定を行う場合のモデルケース】

※それぞれの職種・作業の追加日に置き換えてご確認ください。

